新井自治協議会会則

第1章

（名称）

第1条　新井自治協議会(以下「協議会」という)と称する。

(事務所)

第2条　協議会の事務所は丹波市柏原町北山211番地1北山ふれあいセンターに置く。

（目的）

第3条　協議会は地域住民の交流の拠点として、心豊かな人間関係を培い、住みよい活力あふれる地域づくりを推進することを目的として、次に掲げる協働活動を行う。

(1) 自治会及び関係機関、各種団体との連絡調整に関すること。
(2) 住民の健康、環境、教育の推進向上に関する活動。
(3) 地域安全に関すること。
(4) 健康づくり、スポーツ、レクリエーションに関すること。
(5) 男女共同参画の推進に関すること。
(6) 青少年健全育成と非行防止に関すること。
(7) 環境美化、衛生、ゴミの減量、リサイクルの推進に関すること。
(8) 防災、防犯に関すること。
(9) 人権啓発に関すること。
(10) 福祉、文化に関すること。
(11) 拠点施設の維持管理及び運営に関すること。
(12) その他本会の目的達成に必要なこと。

（構成）

第4条　協議会は、新井地区内の自治会及び地区内から選考された理事(役員)と別表に定める構成団体をもって構成する。

第2章

（役員）

第5条　協議会に次の役員を置く。

(1) 会長　1名
(2) 副会長　2名
(3) 事務局長（活動推進員）会計兼務　1名
(4) 理事　5名
(5) 監事　2名

（役員の選出）

第6条　役員は総会において選任し、総会で承認を得る。

(役員の任務)

第7条　役員の任務は次のとおりとする。

(1) 会長は協議会を代表し、会務を統轄する。
(2) 副会長は会長を補佐し、会長事故あるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
(3) 事務局長（活動推進員）は、実務(事業)の推進と庶務及び会計を司る。
(4) 理事は部会を統轄し、事業を推進する。
(5) 監事は協議会の会計を監査し、総会で監査報告をする。

(役員の報酬)

第8条　役員の報酬は次のとおりとする。

(1) 会長　　3万円(年間)
(2) 副会長　　2万円(年間)
(3) 事務局長(活動推進員)庶務会計常勤　120万円(年間)
(4) 理事　　1万円(年間)
(5) 監事　　3千円(年間)

(役員の任期)

第9条　役員の任期は、次のとおりとする。

(1) 役員の任期は2年とし、再選は妨げない。
(2) 補欠により選任された役員は、前任者の残任期間とする。

第3章　総会

(総会の種別)

第10条　総会は、通常総会及び臨時総会とする。

第11条　総会は協議会理事(役員)、新井地区自治会長及び構成団体の代表1名を委員として組織する。

(総会の審議事項)
第12条　総会は、次に掲げる事項を審議の上決議する。
(1) 事業計画及び事業報告に関すること。
(2) 予算及び決算に関すること。
(3) 役員の選任に関すること。
(4) 規約に関すること。
(5) その他、会務上必要なこと。
(総会の開催)
第13条　総会は会長が招集する。
(1) 通常総会は年1回開催する。
(2) 臨時総会は次の各号に該当する場合に開催する。
(イ)会長が必要を認めたとき。
(ロ)委員の3分の1以上から請求があったとき。
(総会の議長)
第14条　総会の議長はその総会において出席した委員の中から選出する。
(総会の定数)
第15条　総会は委員の2分の1以上の出席で成立する。
(総会の議決)
第16条　総会の議事は出席した委員の過半数をもって可決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
(総会の書面表決等)
第17条　止むを得ない理由で総会に出席できない委員は、書面をもって他の委員を代理人として表決することができる。第16条の適用については、その委員は出席したものとみなす。
(総会の議事録)
第18条　総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
(1) 日時及び場所。
(2) 委員の現在数及び出席者数（書面委任者を含む）。
(3) 審議事項及び議決事項。
(4) 議事の経過の概要とその結果。
(5) 議事録署名人の選任に関する記録。
(6) 議長及び総会で選任された議事録署名人2名の署名押印。
(総会及び議事録の公開)
第19条　総会の傍聴、議事録は公開することができる。
(1) 新井地区住民は、総会を傍聴することができる。
(2) 新井地区住民が総会の議事録の閲覧を請求したときは、これを閲覧させなければならない。

第4章　協議会運営組織

(理事会の組織)
第20条　理事会は監事を除く総会で承認された役員及び理事で組織する。
(理事会の審議事項)
第21条　理事会は次に掲げる事項を審議の上議決する。
(1) 総会に付議すべき事項。
(2) 総会の議決した事項の執行に関する事項。
(3) その他、総会の議決を要しない会務の執行に関する事項。
(理事会の開催)
第22条　理事会の開催は以下による。
(1) 理事会は会長が招集する。
(2) 理事会は次の各号に該当する場合に開催する。
(イ)会長が必要と認めたとき。
(ロ)理事の3分の1以上から請求があったとき。
(理事会の議長)
第23条　理事会の議長は会長がこれにあたる。
(理事会の定足数)
第24条　理事会は会長が招集する理事の2分の1以上で成立する。
(理事会の議決)
第25条　理事会の議決は出席した理事の過半数をもって可決し、可否同数のときは議長の決するところとする。
(理事会の議事録)

第26条　理事会の議事録については、議事録を作成しなければならない。議事録は活動推進員が担当する。
(幹事会の組織)
第27条　幹事会は自治会長と協議会役員(理事)で構成する。
(幹事会の開催)
第28条　幹事会の開催は以下による。
(1) 幹事会は会長が招集する。
(2) 幹事会は次の各号に該当する場合に開催する。
(イ)会長が必要と認めたとき。
(ロ)幹事の3分の1以上から請求があったとき。
(幹事会の議長)
第29条　幹事会の議長は会長がこれにあたる。
(委員会の組織)
第30条　委員会は協議会役員と協議会構成組織団体代表者をもって構成する。
(委員会の開催)
第31条　委員会の開催は以下による。
(1) 委員会は会長が招集する。
(2) 委員会は次の各号に該当する場合に開催する。
(イ)会長が必要と認めたとき。
(ロ)委員の3分の1以上から請求があったとき。
(委員会の議長)
第32条　委員会の議長は会長がこれにあたる。

第5章　部会と役割

第33条　協議会に次に掲げる部を置き、各部に定める事業を行う。
(1) 総務部　　総務全般、教育、男女共同参画、人権、広報事業。
(2) 体育部　　体育全般に関する事業。
(3) 文化、厚生部　　健康事業、環境、衛生、福祉、文化事業。
(4) 防災、防犯部　　防犯事業、防災事業、消防提携事業。
(5) 交通、青少年部　　交通安全の事業、青少年健全育成。
(部会の活動)
第34条　部会の活動は以下のとおりとする。
(1) 協議会の理事、構成組織団体代表者は、各部に所属して活動を行う。
(2) 部会には各自治会の選出の担当部長を各部に所属して活動を行う。
(3) 総会で必要と認めた場合は、新たに部会を設置することができる。

第6章　事業計画、予算、決算、会計

(事業計画及び予算)
第35条　1、協議会の事業計画及び予算は、会長が理事会の審議を経てその案を作成し、会計年度当初に総会の議決を得なければならない。
2、前項の規定に関わらず、予定開始後に予算が総会において議決されていない場合は、総会において予算が議決される日までの間は前年度の予算を基準として支出することができる。
(事業報告及び決算)
第36条　協議会の事業報告は会長が作成する。決算書は活動推進員が作成し監事の監査を受け、理事会で報告して承認を受ける。会計年度終了後1ケ月以内に総会の承認を得なければならない。
(協議会の経費)
第37条　協議会の運営に要する経費は住民の会費、市の交付金、助成金、寄付金及びその他の収入金をもってあてる。
(会計年度)
第38条　会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年の3月31日に終わる。

第7章　規約の改廃

第39条　この規約の改正及び廃止は総会において議決承認を得なければ変更することはできない。

第8章　雑則

第40条　その他この規約に定めるもののほか必要なことは、会長が理事会にはかって決める。

附則
(施行期日)　1　この規約は平成21年5月23日より施行する。
(関係規約の廃止)　2　新井自治協議会会則（平成18年12月2日施行規約）は廃止する。

新井自治協議会組織機構

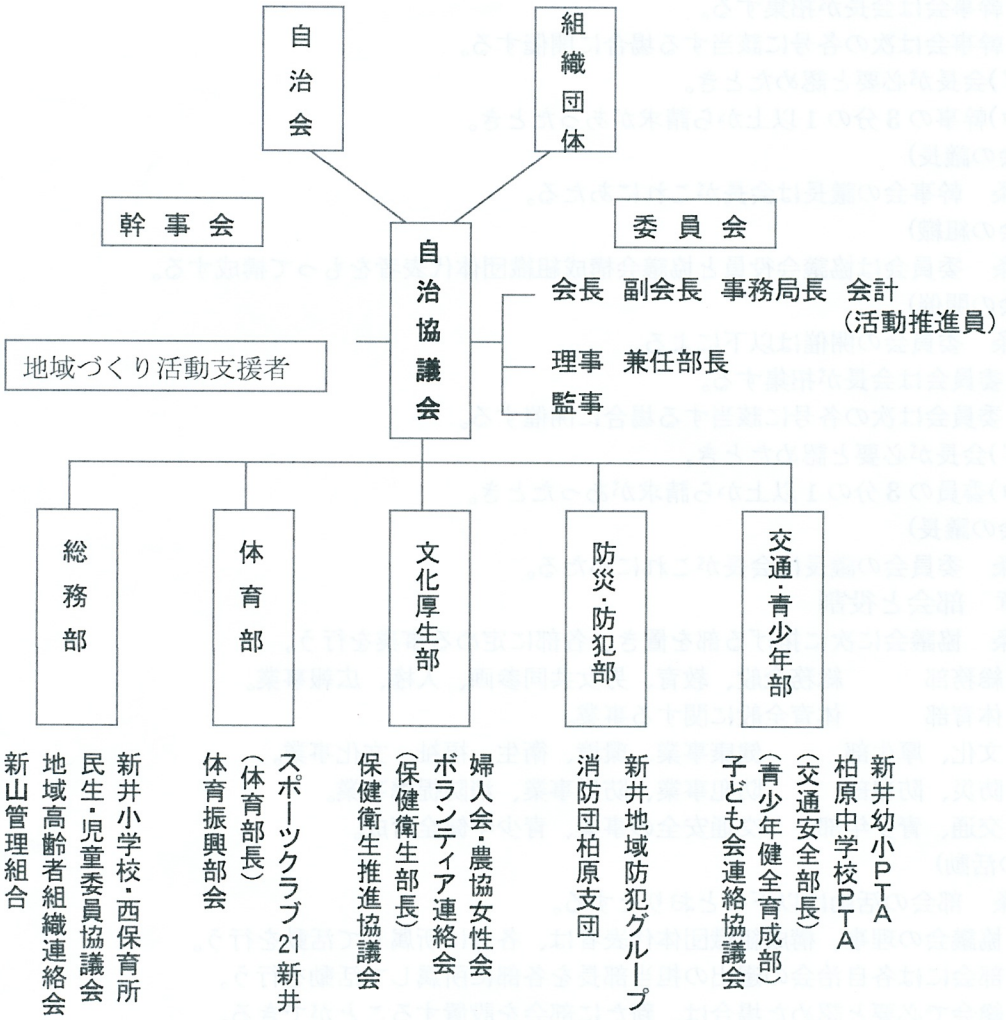

会　長	徳田重治	母坪 103	72-0515
副会長	堀　公二	挙田 7	72-2851
副会長	小澤美由紀	田路 549	72-1574
事務局長・会計	田原邦夫	北山 248	72-0539
理　事	田原幹夫	北山 169	72-1559
理　事	宮脇節次	鴨野 336	73-0525
理　事	大木敏郎	大新屋 625	72-1473
理　事	村上　優	田路 410	72-0878
理　事	堀内時子	鴨野 407	72-0725
監　事	原田東亜二	挙田 354-1	72-1187
監　事	倉橋友邦	大新屋 608	72-0604

総務部	大木　敏郎
体育部	村上　優
文化厚生部	堀内　時子
防災防犯部	田原　幹夫
交通･青少年部	宮脇　節次